

# 川崎天文同好会規約

(名称)

第1条 本会を川崎天文同好会と称する。  
1953年(昭和28年)4月28日創立

(目的)

第2条 本会は、会員及び一般の方々に星の楽しさを伝え、天文普及のための活動を行うと共に会員間の親睦を図り、天文学に関する相互の知識向上をめざす。

(事業)

第3条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 一般天文普及
  - ア 会報「星」の発行
  - イ 市民天体観望会
  - ウ 天文講演会
  - エ 学校天文教材研究会
  - オ 各種見学会
  - カ 天文用機器の研究相談
- (2) 一般天文研究会
  - ア 天文研究
  - イ 天文観測

(会員)

第4条 本会は、星に親しみをもち、本会の目的に賛同するものは、誰でも会員となることができる。

第5条 本会は、一般会員、特別会員をもって構成する。

(2項) 本会の運営発展に貢献した者は運営会議での推薦を受けて特別会員とすることができる。但し本規約に定める総会での議決権は持たない。

(運営委員/事務局)

第6条 本会に運営委員を置き、運営委員会を設置し事務局を運営委員長宅に置く。運営委員の構成及び人数は別に定め、総会で承認を得るものとする。

(2項) 本会に総会で選任された下記の役員を置く。

会計監査 運営委員と兼務できない。

(3項) すべての運営委員及び役員の任期を2年とする。ただし再任は妨げない。

(4項) 運営委員(事務局)は会の庶務、運営会議、及び総会の開催に携わる。

(5項) 運営委員に欠員を生じた場合は運営会議で後任者を選定し、会の承認を得るものとする。

(運営会議)

第7条 本会は年1回以上運営委員により構成された運営会議を開く。

(2項) すべての会員は運営会議の議事へ参加し、自由に発言することができるが議決権は運営委員が持つ。

(3項) 運営会議は事業を行うための活動方針及び予算、運営上の改善、各種対策案などを起案する。

(4項) 運営委員は本会の運営、特別会員の選任、その他運営に必要な行為を行う。

(5項) 運営会議の議決は運営委員の過半数をもって成立する。

(総会)

第8条 本会は年1回総会を開催する。

(2項) 総会は会員をもって構成し、決算報告、予算案及び運営委員から提案された事項について審議し、議決または承認を行う。

(3項) 総会における議決は、総会に出席した会員の過半数をもって成立する。

(4項) 運営委員が運営会議にて必要と判断した場合は、臨時総会を開くことができる。臨時総会における決議は、臨時総会に出席した会員の過半数をもって成立する。

(会計)

第9条 本会の経費は会費、寄付金等をもって充てる。

第10条 本会員は会費納入の義務を負う。年会費は以下のとおりとする。

一般会員 3,000 円、満27歳未満の学生及び高校生 1,000 円、  
特別会員 無料、小中学生 無料

(2項) やむを得ない事情があると認められる場合は年会費の一部または全額を免除することができる。

第11条 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(改正)

第12条 本規約は運営委員による運営会議の提案により総会で協議し、改正することができる。

(所在地)

第13条 本会の所在地は、運営委員長（代表者）の住所とする。

(個人情報保護)

第14条 会員名簿、公開名簿等にかかれている個人情報は会員外秘とし、退会後も守秘義務を継続する。会員外に知らせる場合は本人の事前の了解を得る。

付則 本規約の第1条、第3条、第5条、第6条、第7条、第8条、第10条  
を変更し、2017年5月14日から施行する。

付則 本規約の第6条を変更し、2021年5月23日から施行する。

付則 本規約に第13条、第14条を追加し、2024年5月26日から施行する。